

生活困窮者就労訓練事業を開始しました！

平成28年1月28日付で、福井県知事より生活困窮者就労訓練事業認定を受けました。さまざまな困難の中で生活に困窮している人に包括的な支援を行う制度となっています。就労訓練をご希望の方は、事業所までお問い合わせください。

①生活困窮者就労訓練事業とは

- 自立相談支援機関（生活困窮者自立支援法に基づき自治体やその委託事業者が運営）のあっせんに応じ、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。
- 利用者は、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行います。
- どちらの場合も本人の状況に合わせてステップアップしていき、最終的には一般就労（企業や事業所等において、一般の従業員と同じ働き方をすること）につなげることが目標です

②対象者はどんな人？

- すぐには一般企業等で働くことが難しい方です。長期離職者、ニート、ひきこもり、心身に課題があったり、精神疾患を抱える方、生活保護受給者など、さまざまな状況の方がいらっしゃいます。
- 就労訓練事業の対象者に該当するかどうかや雇用型・非雇用型のどちらで事業を利用するかについては、受け入れ事業所や本人の意向を踏まえた上で、自立相談支援機関のアセスメントに基づき判断され、最終的には行政により決定されます。

③具体的にはどのような支援をするの？

- 例えば、毎日の就労が難しい、体調の変化でときどき休んでしまうような方に対しては、就労日数や一日の就労時間を少なくしたり、まわりの従業員の理解を求めつつその方が休んだときの仕事をカバーしたりするなどの配慮をします。あるいは、集中力が必要な複雑な仕事がまだできないという方の場合は、他の従業員の方が行っている業務のうち、その方に合った業務をいくつか切り出して、一人分の仕事にします。
- また、これとあわせ、必要に応じて、身だしなみや健康管理に関する指導やビジネスマナーやコミュニケーションに関する支援などを行います。

